

都市環境委員会議事日程表

日 時 : 令和7年2月25日(火) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	議 案	17	和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 131
2	議 案	18	和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	P. 148
3	議 案	19	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 155
4	議 案	25	令和6年度和泉市一般会計補正予算(第9号)【都市環境所管分】	P. 202

分 割 付 託 案 件 内 訳

※ 議案第25号 令和6年度和泉市一般会計補正予算(第9号)

○繰越明許費補正

土地改良施設防災減災事業

北信太駅自由通路整備事業

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（８名）

委員長	飯 阪 光 典	副委員長	山 本 秀 明
委員	小野林 治三夫	委員	早乙女 実
委員	大 坪 靖	委員	井 阪 雄 大
委員（副議長）	吉 川 茂 樹	委員	松 田 義 人

欠席委員（なし）

オブザーバー（１名）

議長 関 戸 繁 樹

説明のため出席した者の職氏名

市	長	辻 宏 康
副 市	長	森 吉 豊
副 市	長	吉 田 康 人
参 与		並 木 敏 昭
環 境 産 業 部 長		山 崎 光 一
都 市 デ ザ イ ン 部 長		林 田 勝 巳
都 市 デ ザ イ ン 部 理 事		千 田 和 人
上 下 水 道 部 長		近 藤 真 一
消 防 長		岡 田 辰 雄

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	井 阪 弘 樹	事務局次長兼総務課長	藤 原 準
総務課長補佐	上 岡 繁	総務課議事調査係主事	香 山 幸 輝
総務課議事調査係主事	内 田 有 咲		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○飯阪光典委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより都市環境委員会を開会いたします。



◎市長挨拶

○飯阪光典委員長 ここで市長の挨拶を願います。

辻市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

都市環境委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

飯阪委員長、山本副委員長をはじめ委員皆様方には御出席をいただき、また関戸議長には御臨席をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日は、環境産業部、都市デザイン部、上下水道部及び消防本部に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○飯阪光典委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎委員会審査

○飯阪光典委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託さ

れました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎議案第17号 和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○飯阪光典委員長 議事第1、議案第17号 和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

山崎環境産業部長。

○山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第17号 和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書131ページをお願いいたします。

まず、提案の理由ですが、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、条例に基づく規制に関しまして、法と重複する部分を削除する必要があることから、条例の一部改正を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、132ページから145ページを御覧ください。

本条例の用語の定義に関する条文の一部、第2条第4号から第8号まで及び第2節、土砂等の処理に関する条文、第19条から第38条まで並びに関連する罰則規定、第57条、第58条を削除するものでございます。

最後に附則でございます。

145ページ最下段から147ページを御覧ください。

この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行日までになされた許可申請における許可処分等について、従前の例とする旨の措置を設けるものでございます。

また、別途お配りしております補足資料に、改正までの主な経過等を記載しておりますので、併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第17号 和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

山本副委員長。

○山本秀明副委員長 山本です。

少し確認させていただきたいと思います。

今回の条例改正については、盛土に関して本市においては市条例で規制していたんですけども、法改正、これがあったということで法と重複する市条例の部分について削除し、法に基づいた手続に従っていくということで、ある意味、より統一した隙間のない規制が行われ、内容も市条例に比べて厳密化されるということで、そのように認識してるんですけども、一方で今まで市条例で実施してきた措置命令等については、経過措置として引き続き市が対応していくということで、その辺についてはそういうふうに関及するんですけども。

実際、市で措置命令を行ってる事例はあるのか、また、あるのであれば現在のその状況についてお示しいただきますでしょうか。

○飯阪光典委員長 藤間課長。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

市条例に基づき、措置命令を発出した案件は2件ございます。

その内容は、いずれも計画の高さを超える部分等の土砂を搬出するなどして許可されたとおりの形状に施工せよという内容でございます。これに対し、いずれの案件につきましても措置命令の内容は履行されず現在に至っており、市としましては、施工者に対し、措置命令の内容を履行するよう継続して指導を行っているところでございます。

以上です。

○飯阪光典委員長 山本副委員長。

○山本秀明副委員長 市の条例で指導していた部分についてお示しいただきました。

内容的には指導を継続中の案件については2件あるということで、これにつきましては新しい法律での許可制度へ移行した後であっても、経過措置として市が引き続き対応していく

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

というふうにはお聞きしてるんですけども、現在のところ、それについては措置命令の内容は履行されていないということなんですけど。

この2件の案件について安全面を含めた是正の考え方、当然規定された以上の盛土が盛ってるということで、やはり安全面というのが一番気になるんですけど、市として2件残してるということで、その点についてはどのように考えてるのか、お示しいただけますでしょうか。

○飯阪光典委員長 藤間課長。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

大阪府では、宅地造成及び特定盛土等規制法第4条に基づき既存盛土調査として、大阪府内の規制区域内に既に行われている盛土等の分布調査、安全性把握調査の優先度評価等に関する調査を実施しております。

それによりますと、まだ調査は途中段階ではございますが、本市におけるさきの2件の盛土付近につきましては、直ちに危険性が及ぶものではないが、引き続き経過観察は必要である旨、大阪府の担当者から聞いてございます。

市としましては、施工者に対し継続して指導を行うと同時に、施工者とは異なる民間企業による高盛土の是正及びその後の土地活用について検討を重ねているところです。

これまで提案を受けた是正計画につきましては費用面での課題が大きく、実現には至っていないのが現状でございますが、今後も引き続き課題解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○飯阪光典委員長 山本副委員長。

○山本秀明副委員長 今までの経過については、なかなか施工業者さんには是正してもらえないということで、答えにもあったような施工者とは異なる民間企業による是正ということで、市も絡んだ中でその辺についての話を進めてるということだったんですけど、その点についても、今のところ費用面での課題が大きいということで実現には至っていないという現状なんですけども。

今、お答えにあったように、ちょっと確認させていただきたいんですけども、この補足資料の3、特記事項の2のところにあるんですけど、大阪府による盛土規制法の運用開始日以降は、それ以前に実施された盛土に対しても、盛土規制法の規定を満たしていない危険な盛土と認められる場合には、大阪府が改善命令を行うことができる、ただし、他法令により処

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

分を受けている者は除くという表記があるわけなんですけども、先ほどお答えにあったように、いわゆるこの部分についても大阪府としては調査されてるということで、経過措置として和泉市も今後その辺には関わっていくということなんですけども。

例えば、この調査の中で大阪府が危険という判断をした場合は、大阪府のほうからこの点についての指導等を行う。和泉市の条例では、処分の対象については工事主だけということになってるんですけども、この法改正では工事主以外にも請負人、下請人、現場管理者、土地所有者、これもいわゆる監督処分の対象というふうになってるんですけども、もし、先ほど言ったみたいに、この場所が大阪府として危険ということで確認されれば、その点について大阪府が指導に入るという認識でよろしいですか。最後、ちょっとこの点について確認させていただきたいと思います。

○飯阪光典委員長 藤間課長。

○藤間義隆環境産業部環境政策室環境保全担当課長 環境保全担当課長の藤間です。

市が措置命令をかけている場所につきまして、災害の発生のおそれが多いと認められる場合など危険盛土であると判断された場合には、先ほど委員からお話がありましたように、工事主や請負人、土地所有者など、法に基づく勧告など府からの指導対象となる旨、大阪府より確認してございます。

以上です。

○飯阪光典委員長 山本副委員長。

○山本秀明副委員長 確認させていただきました。

なかなか是正は進んでいかなかった部分についても、ですので、危険かどうかの判断というのが、このことによって大阪府が判断するんだろうなというふうに思っておりますので、危険ということになれば、今までの施工、工事主以外にも、いわゆる指導、監督していけるということが確認できましたので、それで結構です。ありがとうございます。

○飯阪光典委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第17号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号 和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

○飯阪光典委員長 議事第2、議案第18号 和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

近藤上下水道部長。

○近藤真一上下水道部長 上下水道部長の近藤です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第18号 和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書の148ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、建設業法施行令の改正に伴い発生する条ずれの整備を行うおうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、補足資料の新旧対照表を御覧ください。

本条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年第2回定例会で御可決いただき、一部を除き令和7年4月1日に施行予定でございますが、今回の条ずれの整備に対応する部分のみ御説明申し上げます。

布設工事監督者の資格要件を定める第3条の第11号及び水道技術管理者の資格要件を定める第4条の第8号において、建設業法施行令「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第18号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第18号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○飯阪光典委員長 議事第3、議案第19号 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

岡田消防長。

○岡田辰雄消防長 消防長の岡田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第19号 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにそ

の内容につきまして御説明申し上げます。

議案書155ページからでございます。

まず、提案の理由でございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金の支給額を引き上げる必要から、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、156ページの新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の別表に、勤続年数「35年以上」区分を追加し、35年以上の団長の退職報償金が107万9,000円となり、以下、下線部分のとおり、階級ごとにそれぞれ10万円ずつ引き上げ改めるものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行し、経過措置としまして、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による取扱いについて定めているものでございます。

また、別途配付しております補足資料に、勤続年数5年以上30年未満の金額を計算していますので、併せて御参照願います。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第19号 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びにその内容についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

大坪委員。

○大坪 靖委員 公明党の大坪です。

このたびの条例改正の内容につきまして、新たに勤続年数の上限を30年以上から35以上に切り上げ、階級ごとに一律10万円アップの支給金額にするということですが、その目的をお示してください。

○飯阪光典委員長 中塚消防本部総務課長。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

全国的に消防団員数は、毎年1万人以上減少する危機的状況である中、災害が多発化、激

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

甚化し、消防団の役割も多様化しており、一人一人の消防団員の負担も大きくなっていることから、消防団員の苦勞に報いるため処遇の改善が不可欠であり、その一つとして消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正されました。

和泉市におきましても、消防団員の処遇改善及びシニア消防団員の活躍を推進する観点と団員確保のため、退職報償金の区分に、新たに35年以上区分を追加するものでございます。

以上です。

○飯阪光典委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございます。

確認の意味で質問をさせていただきました。

それでは次に、退職報償金の支給基礎となる階級について質問をさせていただきます。

所属団員によっては、諸般の事情で階級が下がるケースもあるかと思います。具体的に例を挙げますと、副分団長を経験した者が退職時には後任に役職を譲る目的で、班長に下がることになっている場合もあるのではないかと思います。そのような場合の支給基準はどのように定められておりますか、お示してください。

○飯阪光典委員長 中塚課長。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

退職報償金の算定につきましては、和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第3条及び第4条で規定されており、退職する団員の階級履歴で最も上位の階級が支給基礎となります。

御質問の具体例で申しますと、退職時は班長であるものの、在任中、副分団長を歴任されているのであれば、副分団長の支給額が基礎となり算定されます。ただし、その期間が1年以上属していなければならないという要件が必要となります。

以上です。

○飯阪光典委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 次に、消防団員が消防団に在籍中、病気などで入院もしくは自宅療養などにより活動ができなくなった場合は、どのような対応になるのでしょうか。また、上記理由以外でも未活動が長く続いた場合、どのような規定があるのでしょうか。

実際に前回の決算審査特別委員会でも取り上げましたが、幽霊団員が一部存在しているのではないかと問題もあります。お考えをお示してください。

○飯阪光典委員長 中塚課長。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

こちらにつきましても、和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第4条の2に規定されており、非常勤消防団員が一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しないことになっています。ただ、一定期間の明確な定めはなく、未活動の判断基準として、消防団長及び副団長と該当団員が協議して決定しており、回帰次第、消防団活動に復帰していただいております。

また、活動実績が顕著でない消防団員については、各分団、各班において活動記録、活動報告書を月ごとに提出していただいておりますので、活動実績が少ない団員については事務局である消防団係でも把握していますので、消防団長と共に共有し、分団長を通じて参加を促すなどの対応をしております。

以上です。

○飯阪光典委員長 大坪委員。

○大坪 靖委員 ありがとうございました。

今回、消防団員の処遇改善と団員確保を目的として、退職報償金の条例が一部改定されることを理解いたしました。

令和6年度の決算審査特別委員会でも消防団退職報償金については述べさせていただきましたが、大半の団員がお仕事をされながら日頃の消防団活動に取り組まれていることに本当に頭が下がる思いです。まして、今回、支給年齢の改定の勤続35年となると、人生の半分以上で消防団に携わられていらっしゃることになります。

言うまでもありませんが、火災は突然発生します。夜中だろうが、明け方だろうが、寒かろうが、暑かろうが、火災発生との連絡が入ると現場に駆けつけなければなりません。言葉で言うのはたやすいですが、その御苦労は並大抵なことではないと思います。和泉市の安全・安心のために命を張って従事される功労者に、このたびの処遇の改善は適切な処置だと思います。

一方で、団員確保という問題は本市に限らず全国的に深刻な問題であります。現在、本市の消防団員の平均年齢は47.6歳です。団員の数は定数370名に対し346名と、全国平均から見ますと優秀なレベルかとは思いますが、5年後、10年後を見据えた際に確保できる保証はありません。基本的には新規団員確保に向けた働きかけは、消防団員、また職員の人脈を生かした働きかけやポスター、チラシでの啓発が主だったところかと思いますが、今後は地域や地元企業へのアプローチもますます必要になってくるかと思いますが、市としましても、そ

のサポートに今の段階から特化していただきたいと要望して、質問を終わります。

以上です。ありがとうございます。

○飯阪光典委員長 他にございませんか。

小野林委員。

○小野林治三夫委員 市民未来の会の小野林です。よろしくお願いします。

消防団の皆様は、先ほど大坪委員もおっしゃったように、日々地域のため、昼夜問わず、火災や風水害から市民の皆様を守っていただいておりますことを大変感謝いたします。

この退職報償金に関する条例改正でありますけども、ここで改めて消防団の皆様は、火災時にはどのような出動態勢になってるか、お教えいただけますか。

○飯阪光典委員長 中塚課長。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

消防団の出場態勢については、建物火災と林野火災が第1次出場となっており、発生場所における管轄分団が出場します。その他の火災、台風などの自然災害については、消防本部からの要請時に出場していただく体制となっております。

以上です。

○飯阪光典委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 ありがとうございます。

火災の指令が出たら、消防団は発生場所の管轄分団が直ちに出勤するということでございます。

それでは、次にお聞きしますけども、この頃、市民の皆様から、いずみメールにおいて火災情報の誤報が多いんじゃないかといって耳に入ります。消防本庁は、この府中町に来ていただいてから、何か変わったことがございますんやろか。教えていただけますか。

○飯阪光典委員長 中塚課長。

○中塚隆文消防本部総務課長 総務課長の中塚です。

令和6年12月1日に堺市へ消防指令業務を委託し、それに伴い出場指令区分を改正しました。

委託前は火災調査という出場指令区分があり、119番通報の内容が焼却行為の可能性が高い、または、ぼやよりも軽微な火災と聴取できた場合などは、火災調査として消防隊1隊が出場し、消火及び事案処理を行っておりました。

委託後は、119番通報時に炎・煙等のキーワードがあれば基本的に火災として出場し、現

場確認した結果、焼却行為や光が反射して火花に見えたものであったなどで、いずみメールでは火災出場のメールの後、第2報で誤報であった旨のメールが流れるためと考えております。

以上です。

○飯阪光典委員長 小野林委員。

○小野林治三夫委員 詳しくありがとうございます。

委託業務の関係であるということが分かりました。

だけど、先ほどの大坪委員も消防団員の方です。彼の口からもなかなか言いにくいことだと思いますけど、団員の皆様は火災の指令が出たら直ちに現場へ向かう、そして発生場所の所轄分団の方たちが行って、誤報だったらどんな気になるでしょう。

このいずみメールとまた消防団のメールは違うとは聞いてますけども、ほぼ同じシステムで流れてたら、先ほどもおっしゃった昼夜問わず、また今のような冬の寒いとき、夜中に大変だといって行ったときに誤報であったと。多分、団員の皆様は心のおおらかな方ですから、いやいや本当の火事でなくてよかったよと、大変なことじゃなくてよかったわ、このほうがよかったなと言って帰られるとは思いますが、大切な仕事を放ってまで、また自分の状況は置いてでも現場へ行くんだという使命の下、されてるこの気持ちというのは団員の皆様しか分からないとは思いますが、ここらはぜひとも。

指令が変わったからといえ、このまま誤報が続くようであれば、団員さんの成り手不足というより、こんなのやってられへんとなったときのほうがもっと大変でございますので、委託してしまった以上は向こうの指令の下に動かないといけないというのは分かりますけど、ぜひとも今後とも、そこらの話も煮詰めていただいて、消防団員の皆様の日頃の御苦勞というんですか、理解いただけましたら大変ありがたいです。

以上で終わります。

○飯阪光典委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第19号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第9号）＜都市環境所管分＞

○飯阪光典委員長 議事第4、議案第25号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第9号）の本委員会所管部分を議題といたします。

議案の説明をお願いします。

中島農林担当課長。

○中島 亨環境産業部産業振興室農林担当課長 農林担当課長、中島です。

議案第25号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第9号）の農林担当に係る項目を説明いたします。

議案書207ページ、第4表、繰越明許費補正をお願いいたします。

上段にあります、5農林水産業費、1農業費、土地改良施設防災減災事業の368万6,000円です。

内容ですが、別添補足資料の補正一覧表、上段にあります。

これは、国分町地内にあります榎尾川から光明池へ取水する施設が、平成29年の台風21号による斜面の大規模崩落に伴い、取水施設や管理用道路などが破損したため、大阪府が主体となり年次的に復旧工事が行われているもので、過年度までにのり面保護工事や水路改修工事などが実施されています。令和6年度につきましては、大阪府で落石防護柵や転落防護柵等の改修工事を予定されておりましたが、実施設計業務の進捗遅れなどから、適正工期の確保が困難となったため、令和6年度の工事発注を見送り、令和7年度発注となったことから、府繰越額2,948万9,360円のうち、市負担分の12.5%、368万6,000円の負担金について次年度に繰越しするものとなっております。

以上、簡単ではございますが、農林所管部分の説明とさせていただきます。

○飯阪光典委員長 武市道路河川担当課長。

○武市直樹都市デザイン部都市整備室道路河川担当課長 道路河川担当課長の武市です。

続きまして、和泉市一般会計補正予算（第9号）のうち北信太駅自由通路整備事業に係る補正予算につきまして、御説明申し上げます。

同じく議案書207ページ、また補足資料を併せて御覧ください。

補正の理由でございますが、本自由通路につきましてはＪＲ阪和線の軌道上に新たに上空通路として整備するもので、軌道上の通路部につきましてはＪＲ西日本に工事委託を行い、桁などの工場製作や階段及びエレベーターの設置は市施行で、令和４年度から６年度の３か年の債務負担行為で工事を実施しております。

工事の施工につきましては、通路部のＪＲ委託工事を先行して施工し、ＪＲ工事完了後に市施行の工事を行う計画としており、当初計画では令和６年６月から市施行の工事着手をする予定でしたが、当初設計の深さで支持層が確認されず、追加のボーリング調査により支持層が深いことが判明し、基礎ぐいの長さを変更する必要があるなど、工程の変更が発生したものでございます。

このことからＪＲ工事の完了時期にも影響が生じ、市施行の着手時期が８月からとなり、約２か月の遅れを取り戻すべく工期内の竣工をめざし、工期短縮などを図ってまいりましたが、年度内での工事完了が難しい状況となったことから、令和７年５月３０日まで工期を延期するもので、繰越明許費としまして２億３,３７３万８,０００円の補正予算を計上してるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第25号 和泉市一般会計補正予算（第9号）の北信太駅自由通路整備事業に係る説明を終わらせていただきます。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

議案第25号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第25号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○飯阪光典委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、都市環境委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前10時36分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 飯 阪 光 典